

社会保障行政

社会保障行政の分野は、社会保障のなかで最も複雑かつ問題のある分野の一つである。

社会保障制度の多くは地方レベルで管理運営されているが、一般政策は通常国家レベルで行なわれている。

行政の方法として3つの共通した方法がある。すなわち、国によるもの（中央化および分化）、共同団体によるもの（被保険者および政府当局の参加）および自治管理によるもの（被保険者による排他的な代表選出）である。

最近、2つの対象的な傾向がみられる。その一つは、アルゼンチン、フィンランド、ノルウェーなどにおける、単一団体への社会保障行政の集中化の傾向である。他の一つは、西ドイツ、日本などにおける、一層の分化の傾向である。

一般的にいって、新しい方式は、トルコで1971年に老齢・廃疾・遺族保険に導入されたような、完全に組織的財政的独立性を与えられた制度である。

発展途上国の社会保障と社会保障の基本部門における動向

この報告は、前記の一般的動向のほかに、発展途上国の社会保障と社会保障の基本部門における動向を明らかにしている。前者は先進国を中心とした動向に対置させたかたちで、発展途上国の動向が示されており、また後者は、年金保護、疾病・出産保険給付、業務災害・職業病保険、失業保険、家族手当、社会福祉サービスの6部門について発展状況が明らかにされている。その内容の紹介はここでは割愛する。

ISSA, Developments and Trends in Social Security (1970 - 1972), ISSA /XVII/ I, November 1973.

(石本忠義 健保連)

社会保障の統合

(オランダ)

1

社会保障といっても、それは決して单一の制度ではない。相互に関連し合う、同じような目的を持つ複数の制度を指して社会保障と呼んでいるのである。それでは社会保障を構成する諸制度はどのように関連し合い、また、それらの制度に共通する目的とは何であろうか。

このような間に答えようとするのがここに紹介する論文である。オランダの社会・保健大臣の経歴を持つ著者は、まず社会保障を構成する各制度に共通する目的を抽象し、社会保障とは何であるかを定義している。次にその定義にもとづいて社会保障の諸機能を分類し、社会保障の体系を明らかにしている。そして社会保障は将来このような体系に簡素化され、統合されなければならないと結んでいる。

複雑な社会保障制度を簡素化された単一のモデルに置き換えようとする議論は決して少なくない。負の所得税構想や社会配当制度の構想などもその例である。現実の社会保障制度を分析するにあたって、このような物の考え方方が私達に多くの示唆を与えてくれるものであることは否定できない。しかし反面このような議論を無批判的にわが国の現状にあてはめることは極力避けなければならない。社会保障が国により、時代により異なるのと同様に、社会保障に対する考え方もそれが生れてくる社会的・歴史的背景と無関係ではないからである。

この論文を読むにあたっても、私達はオランダ社会保障の現状を念頭に置いておく必要があるであろう。社会保障の統合という点では、オランダはこのような議論をするにたる素地を持っており、それだけの努力もしてきていることを忘れるべきではないであろう。

2

著者は社会保障を次のように定義している。社会保障とは人々が通常の収入源を失なったり、あるいは通常の収入ではまかない切れないような特別な支出が発生した場合に、このような人々の購買力をできる限りその従前の水準で維持する制度である。つまり社会保障を大きく分ければ、(1)失なわれた所得を補なう制度と、(2)特別な費用を補なう制度とに分けられることになるのである。

第1の、人々が収入源を失なう原因には、疾病、災害、失業、老齢等があげられ、現実には、これらの原因ごとに社会保険制度が設けられている。これに対して著者は、いかにして収入源が失なわれたかは問題ではなく、犠牲者にとっては収入がなくなったという事実だけが問題であると主張し、その原因ごとに制度が違ったり、給付内容が異なるのは不合理であると主張する。

第2の、特別な支出に関しては、著者は次の7つの場合を考えている。(1)児童数の増加による支出、(2)休暇に要する支出、(3)医療費、(4)リハビリテーションに要する支出、(5)家政婦の費用など代替を要するサービス費、(6)法律上の手続などに要する支出、(7)葬祭費の7つの場合がそれである。現実にはこれらの支出に対する措置は必ずしも全て社会保障に含まれているとは限らない。児童に対する税の控除制度のように、税制と結びついているもの、有給休暇のように雇主が負担しているものなど国によっては社会保障以外の方法で措置されている。

しかし著者は、全ての国民にこれらの特別支出に要する費用を保障していくためには、社会保障制度の中で処理することが望ましく、また社会保障という包括的な制度に組み入れることによってはじめて、各種の給付の有機的な関連性を保つことができると主張する。

著者のこの考え方を可能な限りおし進めれば次のような社会保障の体系が浮びあがってくる。疾病・廃疾・失業保険、老齢・寡婦・孤児年金、死亡・葬祭給付、休暇手当を全て包括する単一の制度を確立し、またこの制度に医療、リハビリテーションや職業訓練、特殊な労働者の保護、障害者の雇用を雇主に義務付ける措置、サービスの代替費や法律上の費用を補助する制度などの諸制度を結びつけ、あるいは総合する。このようにすることによって、経費を節約することができるだけでなく、人々の社会保障に対する理解を容易にし、社会保障の有効性を高めることができると著者は考えている。

3

部分的にはわが国の社会保障も高い水準に達している。しかし、全体として社会保障の水準はどうかというと決して十分とはいえない。各種の制度間に十分な関連性を認めることが困難である。このように全体としての体系化が進まない最大の原因は、社会保険が多種の制度に分かれしており、格差が存在しているからであろう。このような現状では、社会保障の統合といつても結局抽象的な議論に終りがちである。社会保障の格差を縮少し、社会保障の底上げを図る努力がまず必要で、そうした前提が整備された上で、ここで紹介したような社会保障の統合論が現実性をおびてくるのではないであろうか。

Gérard M. J. Veldkamp, The Coherence of Social Security Policy,
International Labour Review, Vol. 108, No. 5, Nov.
1973, pp. 357 - 369.

(一 國 光 弥 健 保 運)